

議案第65号

読谷村文化財保護条例の一部を改正する条例

読谷村文化財保護条例（昭和49年読谷村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第98条第2項の規定に基づき」を「第182条第2項の規定に基づき、同法の規定及び沖縄県文化財保護条例（昭和47年沖縄県条例第25号）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、」に、「および」を「及び」に、「わが」を「我が」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年12月10日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實